

議案第 28 号

三田市福祉医療費の助成に関する条例及び三田市子育て支援のための
医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市福祉医療費の助成に関する条例及び三田市子育て支援のための医療費の助
成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 2 月 18 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市福祉医療費の助成に関する条例及び三田市子育て支援のための 医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(三田市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 三田市福祉医療費の助成に関する条例（平成4年三田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「若しくは療養費」を「、療養費若しくは訪問看護療養費」に改め、「家族療養費」の次に「、家族訪問看護療養費」を加え、同条第16号中「並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削り、「金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのを「場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、」に改め、「算定した総所得金額と」の次に「し、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものと」を加え、同条第17号中「をいい、その金額」を「(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項による公的年金等の支給を受ける者については、当

該合計所得金額から同項第 1 号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額」に改める。

付則第 4 項を削る。

(三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例（平成 22 年三田市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「若しくは療養費」を「、療養費若しくは訪問看護療養費」に改め、「家族療養費」の次に「、家族訪問看護療養費」を加え、同条第 10 号中「並びに同法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削り、「をいい、その額」を「(所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第 2 項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 3 の 3 第 2 項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から 10 万円を控除して得た額（当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。）によるものとし、所得税法第 35 条第 2 項による公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第 1 号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額」に改める。

付則第 5 項を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三田市福祉医療費の助成に関する条例及び三田市子育

て支援のための医療費の助成に関する条例の規定は、令和3年7月1日以降に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。